

平成30年度後期高齢者医療保険料が決定します

7月に「後期高齢者医療保険料決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知书」を送付します。

保険料の計算方法

保険料額は、お一人ずつ均等に負担していただく均等割額・1人当たり4万5379円と、所得に応じて負担していただく所得割額・(所得金額・33万円)×8.76%の合計額です。なお、一人当たりの上限額は62万円です。

保険料の軽減

世帯主と後期高齢者医療被保険者の所得金額の合計に応じて、均等割額の軽減が判定されます。

平成30年度から保険料の軽減率が変わります

75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方は均等割額の5割を軽減（以前は7割を軽減）

※HP=ホームページ/ID=市HPでの検索用ページID/市役所への郵送は【〒441-3492 住所不要】
徴収）や口座振替または納付書（普通徴収）でお支払いください。口座振替の場合は、市役所で手続きが必要ですの

で、お問い合わせください。
徴収）や口座振替または納付書（普通徴収）でお支払いください。口座振替の場合は、市役所で手続きが必要ですの

保険料の支払方法

年金からのお支払い（特別徴収）や口座振替または納付書（普通徴収）でお支払いください。口座振替の場合は、市役所で手続きが必要ですの

保険料の納期

特別徴収

偶数月の年金から天引き

普通徴収

7月から翌年2月までの毎月計8回、口座振替または納付書によりお支払い（途中で特別徴収となる場合もあります）

保険年金課

☎ 23-3514 FAX 23-0180

後期高齢者医療制度の保険証を更新します

現在、皆さんがお持ちの保険証の有効期限は7月31日です。8月1日から使用してい

ただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。（簡易書留郵便は、受け取る際に押印または署名が必要です。配達時に不在の場合、郵便受に案内



☎ 23-3514 FAX 23-0180

保険証の色が、オレンジ色から若草色に変わります。8月1日以降に医療機関へ受診する際は、必ず新しい若草色の保険証を医療機関の窓口に提示してください。

保険年金課

☎ 23-3514 FAX 23-0180

ジェネリック医薬品差額通知

ID 1004955

が入りますので、郵便局支店へ再配達の依頼をしていただ

くか、直接受け取りに行ってください。）

国民健康保険に加入されて

いる対象者に対し、現在使用されているお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に

保険証の郵送を希望する場合

あらかじめ申請する必要があ

ります。印鑑と身分証明書をご持参の上、保険年金課ま

たは渥美支所・赤羽根市民セ

ンターへお越しください。（代

理の方が申請される場合は、

代理の方の印鑑と身分証明な

どが必要です）

保険証の色が変わります

保険証の色が、オレンジ色から若草色に変わります。8月1日以降に医療機関へ受診する際は、必ず新しい若草色の保険証を医療機関の窓口に提示してください。

国民年金保険料免除制度

ID 100008335

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予になる制度があります。本人および配偶者、世帯主の所得で審査します。

学生の方

失業を証明する書類（雇用保険受給資格証明または離職票）

豊橋年金事務所

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を7月・11月・翌年3月に郵送します。

利用を希望する方は、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

学生証

利用を希望する方は、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

保険年金課

☎ 23-2149 FAX 23-0180

進学、就職をお考えの方、自衛隊に興味のある方はお気軽にお越しください。

自衛官制度説明会

ID 1004977

対象 平成30年度に18～26歳になる方（保護者同伴可）

日時 8月4日（土）午前10時～正午（受付：午前9時30分～）

場所 田原文化会館

101会議室

自衛隊豊橋地域事務所

☎ (0532) 80-5104

学生納付特例

毎年4月～翌年3月

※申請書の受付日から2年1カ月前までの未納期間にさかのぼって申請できます。

必要書類

失業を証明する書類（雇用保険受給資格証明または離職票）

失業された方

失業を証明する書類（雇用保険受給資格証明または離職票）

学生の方



豊橋年金事務所

☎ (0532) 33-4111

学生証

☎ 23-2149 FAX 23-0180

自衛官制度説明会

ID 1004977

対象 平成30年度に18～26歳になる方（保護者同伴可）

日時 8月4日（土）午前10時～正午（受付：午前9時30分～）

場所 田原文化会館

101会議室

自衛隊豊橋地域事務所

☎ (0532) 80-5104

免除・猶予期間

毎年7月～翌年6月

申請期間

毎年7月～翌年6月

免除・猶予期間

毎年7月～翌年6月